

稲沢市監査公告第3号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第2項の規定に基づく行政監査を実施したので、同条第9項の規定により、別紙のとおり公表する。

令和5年3月27日

稲沢市監査委員	樋口光男
同	平岡弘行
同	服部礼美香

令和4年度

行政監査結果報告書

稲沢市監査委員

# 目 次

第1	監査の種類	1
第2	監査のテーマ	1
第3	監査の目的	1
第4	監査の対象	1
第5	監査の実施期間	1
第6	監査の方法	1
第7	説明聴取日及び場所	2
第8	監査の着眼点	2
第9	監査の結果	3
1	全体調査結果について	3
2	個別調査結果の概要	8
3	むすび	9

## 【注 記】

表中の構成比については、合計が 100.0 となるように一部調整した。

## **第1 監査の種類**

地方自治法第199条第2項の規定に基づく行政監査

## **第2 監査のテーマ**

市の刊行物について

## **第3 監査の目的**

パソコンやスマートフォン等の普及により、ソーシャルメディアの利用が広まっているが、刊行物による情報提供も引き続き実施している。DX推進にあたり、刊行物の作成には高い有効性が求められる。

このような状況を踏まえ、刊行物が適正に作成され、有効に活用されているか、事務の適正な執行の確認を目的として、行政監査を実施した。

## **第4 監査の対象**

全ての課に、令和3年度に市民等への情報提供等を目的として作成した刊行物（冊子、パンフレット、リーフレット、チラシ、ポスター）を対象に調査した。

補助金の交付先（実行委員会・協議会等）や業務委託の相手方（指定管理者等）により作成されたものについても調査した。

## **第5 監査の実施期間**

令和4年10月12日から令和5年1月25日まで

## **第6 監査の方法**

全課に、予め刊行物作成状況調査票の提出を求め、全体調査するとともに、内容を試査した結果から、監査委員による監査の対象課を選定した。

対象課（商工観光課及び生涯学習課）に対して、事務局職員による説明聴取及び関係書類の実査結果を受け、関係職員から説明を聴取した。

## **第7 説明聴取日及び場所**

- 1 監査委員による監査  
令和5年1月25日 監査委員事務局
- 2 監査委員事務局職員による監査  
令和5年1月11日～12日 監査委員事務局

## **第8 監査の着眼点**

- 1 利用者に配慮した内容(誰でも分かりやすいもの)となっているか。
- 2 作成部数や配布先、配布方法は適切か。
- 3 在庫管理は適切に行われているか。
- 4 環境に配慮した取組みや、男女共同参画への配慮はされているか。

## 第9 監査の結果

### 1 全体調査結果について

全体調査として、令和3年度に市民等への情報提供等を目的として作成した刊行物（冊子、パンフレット、リーフレット、チラシ、ポスター）の作成状況に関する調査を、全ての課に対して、予め設定した着眼点に基づいた調査票により行った。

調査結果は、以下のとおりである。

#### (1) 市の刊行物の作成状況について

所属別の刊行物の件数について、調査対象とした全53課のうち、刊行物を作成した課は35課で、刊行物は202件あった。補助金の交付先（実行委員会・協議会等）や業務委託の相手方（指定管理等）により作成されたものは9団体において64件あり、合計で266件であった。

第1表 所属別 刊行物の件数

所 属	所管課（35課）	所属団体（9団体）	合計
市長公室	27	10	37
総務部	17	—	17
市民福祉部	47	1	48
子ども健康部	27	—	27
経済環境部	19	27	46
建設部	7	—	7
上下水道部	1	—	1
会計課	0	—	0
議会事務局	1	—	1
選挙管理委員会	2	—	2
監査委員事務局	0	—	0
農業委員会事務局	0	—	0
教育委員会	50	26	76
消防本部	2	—	2
市民病院	3	—	3
合 計	202	64	266

種類別ではチラシが最も多く、続いてリーフレット、パンフレット、ポスター、冊子の順であった。目的別ではイベント・行事の周知が最も多く、続いて制度・手続きの周知、総合的な情報提供であった。また、対象者、印刷方法、作成頻度について、表のとおりであった。

第2表 刊行物の種類

種 類	件 数	構成比(%)
冊子 (49 ページ以上の書物全般)	12	4.5
パンフレット (複数の頁を中綴じした印刷物、5~48 ページ)	40	15.0
リーフレット (1枚の紙を折ったもの)	41	15.4
チラシ (1枚刷りのもの)	152	57.1
ポスター (掲示用の大型の紙片)	21	7.9
合 計	266	100.0

第3表 目的

内 容	件数	構成比(%)
総合的な情報提供	56	21.1
イベント・行事の周知	99	37.2
施設利用等の周知・促進	20	7.5
施策・計画の周知	14	5.3
制度・手続の周知	59	22.2
市民等への意識啓発	16	6.0
調査結果のとりまとめ	2	0.8
合 計	266	100.0

第4表 対象者

内 容	件数	構成比(%)
全市民向け	136	51.1
個別の者(個人・事業者)やその関係者向け	111	41.7
その他	19	7.1
合 計	266	100.0

第5表 印刷方法

内 容	件数	構成比(%)
市が外部発注により作成したもの	113	42.5
計画策定業務委託などで印刷等も含まれている場合	17	6.4
庁内の印刷機を使用して作成したもの	132	49.6
無回答	14	5.3
合 計	266	100.0

第6表 作成頻度

内 容	件数	構成比(%)
定期的	73	27.4
事業実施に合わせて作成	149	56.0
在庫に応じて作成	42	15.8
無回答	2	0.8
合 計	266	100.0

(2) 利用者に配慮した内容（誰でも分かりやすいもの）となっているかについて

文字の大きさ・字体への配慮、読みやすい表現方法についてはほとんどが配慮していたが、子ども・高齢者、視覚障害者、外国人への配慮はされていないものが多かった。問合せ先については、所管部署名と電話番号は、必要とされる刊行物については全て記載されていた。

第7表 配慮した内容

内 容	件数	構成比(%)	
文字の大きさ・字体への配慮	あり	235	88.3
	なし	31	11.7
読みやすい表現方法	あり	251	94.4
	なし	15	5.6
子ども・高齢者への配慮	あり	48	18.0
	なし	218	82.0
視覚障害者への配慮	点字版・音声版	1	0.4
	なし	265	99.6
外国人への配慮	他言語版	5	1.9
	やさしい日本語	5	1.9
	なし	256	96.2

第8表 問合せ先の記載(複数選択可) ※合計266件に対する構成比

内 容	件 数	合計件数比(%)※
所管部署名	242	91.0
電話番号	236	88.7
ファックス番号	106	39.8
メールアドレス	46	17.3
市ホームページURL	51	19.2
QRコード	51	19.2
その他	3	1.1



(3) 作成部数や配布先、配布方法は適切かについて

作成部数については、1,000部未満が111件と最も多く、10,000部以上が37件であった。

第9表 刊行物の作成部数

区 分	件 数
1,000部未満	111
1,000～4,999部	82
5,000～9,999部	36
10,000部以上	37
合 計	266

配布方法は、「公共施設、イベント等で配布」が最も多かった。

第10表 配布方法（複数回答） ※合計266件に対する構成比

配布方法	件数	合計件数比(%)※
区長による全戸配布	35	13.2
郵送	51	19.2
学校・保育園で子どもを通じて配布	26	9.8
公共施設、イベント等で配布	142	53.4
その他	112	42.1

配布場所は「所管課窓口」が最も多く、次いで「支所・市民センター」が多かった。

第11表 配布場所（複数回答） ※合計266件に対する構成比

配布場所	件数	合計件数比(%)※
所管課窓口	187	70.3
市政情報コーナー等市役所内	73	27.4
支所・市民センター	135	50.8
児童館・児童センター	21	7.9
前記以外公共施設	98	36.8
商業施設、事業者施設	59	22.2
その他	53	19.9
なし	22	8.3

インターネットなどの電子的データやその他の刊行物以外での公表は、市ホームページが最も多かった。

第12表 刊行物以外の公表（複数回答）※合計266件に対する構成比

刊行物以外の公表	件数	合計件数比(%)※
市ホームページ	173	65.0
SNS	42	15.8
別団体サイト	28	10.5
その他	9	3.4
なし	30	11.3

(4) 在庫管理は適切に行われているかについて

配布期間、在庫管理、破棄、今後の予定については、以下のとおりであった。在庫数については、「把握している」と「把握していない」では半々だった。

第13表 配布期間

内 容	件数	構成比(%)
定めて、配布時に周知している	108	40.6
定めていない	157	59.0
無回答	1	0.4
合 計	266	100.0

第14表 在庫管理

内 容	件数	構成比(%)
把握している	127	47.7
把握していない	138	51.9
無回答	1	0.4
合 計	266	100.0

第15表 廃棄

内 容	件数	構成比(%)
廃棄部数を把握している	30	11.3
廃棄部数を把握していない	67	25.2
全て配布済み	99	37.2
現在配布中	68	25.6
不明	1	0.4
無回答	1	0.4
合 計	266	100.0

第16表 今後の予定

内 容	件数	構成比(%)
従前どおり作成する	202	75.9
事業終了のため作成しない	56	21.1
電子化するので作成しない	3	1.1
無回答	5	1.9
合 計	266	100.0

(5) 環境に配慮した取組みや、男女共同参画への配慮はされているかについて

環境への配慮は、「あり（再生紙、植物性インク等グリーン購入に適合）」が多く、男女共同参画への配慮は「なし」が多かった。

第17表 環境への配慮

内 容	件数	構成比(%)
あり（再生紙、植物性インク等グリーン購入に適合）	140	52.6
なし	112	42.1
無回答	14	5.3
合 計	266	100.0

第18表 男女共同参画への配慮

内 容	件数	構成比(%)
あり	81	30.5
なし	181	68.0
無回答	4	1.5
合 計	266	100.0

## 2 個別調査結果の概要

### (1) 個別に聞き取りを行った対象

調査票での調査終了後、刊行物の作成件数、部数、種類が多く、補助金の交付先や業務委託先においても刊行物を作成している等の理由から、商工観光課及び生涯学習課の2課を抽出して聞き取りを行った。

### (2) 利用者に配慮した内容(誰でも分かりやすいもの)となっているか。

どの印刷物においても、字体を変える等をして読みやすくなるよう配慮されていた。また、市のマスコットキャラクター「いなっピー」のイラストを用い、親しみやすくなるように工夫されていた。

庁内印刷で作成したチラシについては、字は黒色だが色紙を使用したり、イベント、講座の種類により紙の色を分けたりして、目立つように工夫されていた。外注で作成したパンフレットは、カラー印刷で写真が多く掲載されていて、視覚に訴える効果が見られた。

問合せ先については、全ての印刷物に明記されていた。

(3) 作成部数や配布先、配布方法は適切か。

基本的には、全市民向けの内容であっても、配布先を限定することで必要部数のみを作成していた。

商工観光課の「まちゼミ」のチラシは、店舗について広く宣伝をするため、店主や店舗の写真を掲載し、全戸配布としていた。

(4) 在庫管理は適切に行われているか。

事業の実施に合わせ、必要部数を把握し作成していたが、広く参加を募集するチラシについては、在庫を把握していないものもあった。

(5) 環境に配慮した取組みや、男女共同参画への配慮はされているか。

庁内印刷は主にモノクロ印刷であり、インクはグリーン購入に適合したものを使用していた。外注により作成した冊子には、「再生紙、エコインク使用」「ベジタブルオイルインク使用マーク」の字句が記載されていた。

男女共同参画への配慮については、性別を限定、固定化する内容の記事もなく、イラスト、写真にも偏りは見られなかった。

### 3 むすび

今回の監査対象とした市の刊行物（補助金の交付先や業務委託の相手方により作成されたものを含む）は、令和3年度に市民への情報提供等を目的として作成したパンフレット、チラシ、ポスターなどで、DX推進にあたり、今後刊行物の作成には高い有効性が求められるため、適正に作成され、有効に活用されているか、事務の適正執行の確認を目的としたものである。

作成部数、印刷方法、配布対象者、配布方法などについて調査したところ、その作成目的にほぼ沿ったものとなっており、また、コスト的に

も、庁内の印刷機を使用したり、補助金の交付先や指定管理者にあつては、外部発注するにしてもネット印刷を利用したりして、安く抑える努力がなされており、概ね適正に事務が執行されているものと認められた。ただし、今後にあつては、以下の点に留意されたい。

1点目は、刊行にあつての配慮事項についてである。講習会、イベント、制度等の周知、施設の利用促進等が刊行物の目的であり、文字の大きさや読みやすい表現方法への配慮は概ねなされているものの、子ども、高齢者、外国人への配慮がなされていないものもあるため、環境や男女共同参画への配慮を含めて、今後意を用いられたい。

2点目は、在庫管理についてである。在庫数を把握しているのはほぼ半数に留まっているので、周知状況を確認するためにも確実な在庫管理に努められたい。

3点目は、外部発注にあつての留意事項である。環境への配慮と前述したが、外部発注する際には、可能な限り再生紙利用や植物性インク等グリーン購入に適合していることなどを条件として付し、また、市内印刷業者の育成と利用についても考慮されたい。

4点目は、DXが推進されていく中で、刊行物のあり方についてである。DXの進展に伴い、刊行物は基本的にはデジタル化されていくものと思慮する。しかしながら、手に取って行ってみようかと思わせるという「きっかけづくり」には、これからも有効であり、また、高齢者の中には、デジタルに馴染めないところがあることも考慮すると、残す必要性のあるものもある。

ただし、この場合においても、チラシやポスター等についてはQRコードを付してホームページへ誘導したり、教科書が電子化された後になるが、小中学生に配布されたタブレットを活用して家庭へ情報を届けたり、本市が実施しているLINEでプッシュ型の情報提供をしたりすることなども併せて実施されたい。